

第6章 文化財の防災・防犯対策

1 これまでの主な災害

(1) 水害

ア 戊の満水

寛保2(1742)年の旧暦7月27日から8月1日までの4日間にわたる豪雨によって、千曲川が洪水氾濫を起こし、千曲川流域に大きな被害をもたらし、松代藩内だけで1,220人にのぼる流死者を出した。当時の千曲川は松代城の直下を流れていたため、洪水により松代城も浸水被害を受け、当時の藩主は船での避難を余儀なくされた。以後、城を洪水から防ぐため千曲川の瀬直しが行われた。

イ 明治29年の水害

明治29(1896)年7月20、21日の豪雨により、千曲川、犀川が増水し、二河川が合流する地点から下流の最低地にかけて堤防が決壊し、大きな洪水被害を出した。最低地にあたる長沼地区では、決壊した千曲川と浅川の濁流によって、家屋が飲み込まれ、一面が海のようになったという。この洪水による長野市域の被害は死者15人、流失・破壊された家屋330軒、浸水家屋8,218軒にのぼった。

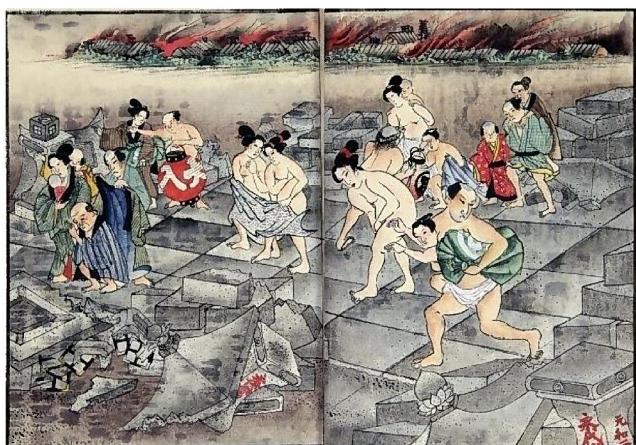
ウ 令和元年東日本台風災害

令和元(2019)年東日本台風により、10月12日千曲川堤防が越水・決壊し、千曲川沿岸の長沼・豊野・古里・篠ノ井・松代・若穂地域が浸水被害に見舞われた。この水害により1,038軒の家屋が全壊し、一部損壊など損害を受けた家屋が3,258軒、浸水家屋が4,281軒にのぼった。また決壊した洪水の直撃を受けた長沼支所は全壊、豊野支所も浸水によって行政機能がストップした。被災地区的社寺も浸水被害に遭い、仏像、経典などの文化財が多数被災したが、長野市立博物館を中心とする文化財レスキュー活動により救出された。現在も長野市立博物館で救出した文化財の保全活動が継続的に行われている。

(2) 地震

ア 善光寺地震

弘化4(1847)年の旧暦3月24日に北信濃を襲ったマグニチュード7.4と推定される直下型地震。地震によって倒壊する家屋の下敷きや各所で発生した火災に巻き込まれ、数千人の犠牲者が出てとされる。おりから善光寺では居開帳が行われ、全国から多数の参詣客が集まっていたこともその被害に拍車



地震後世俗語之種（真田宝物館蔵）

をかけ、この時の死者数はおよそ 8,600 人にのぼったとされる。また地震により信更地区の虚空蔵山が崩れて犀川を堰き止め、巨大なダム湖を作った。このダム湖は地震発生から 20 日後に決壊し、川中島平一帯の人家を押し流す大洪水を引き起こした。

イ 長沼地震

昭和 16(1941)年 7 月 15 日に起きた長沼地区を震源とするマグニチュード 6.2 の直下型地震。震源が浅かったため揺れが激しく、長沼を中心に市域北部一帯で家屋倒壊等の被害がみられ、長沼地区では震度 6 を観測した。

ウ 松代群発地震

昭和 40(1965)年 8 月 3 日から始まった継続的な地震。はじめは松代地区の皆神山付近を中心とし、順次、篠ノ井、川中島地区や周辺市町村に広がった。

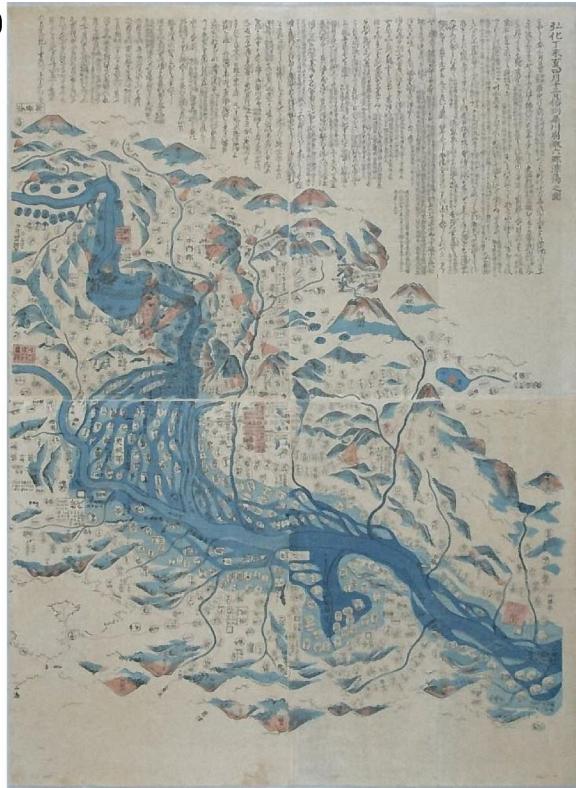
最大の地震は昭和 41 年 4 月 5 日に観測したマグニチュード 5.4。有感地震は 6 万回を超える、最大で 1 日に 585 回の有感地震を観測した。地震活動は昭和 45(1970)年まで続き、同年 6 月にその活動が衰えたところから終結宣言が出されたが、現在も無感地震は 1 日に 1 回程度は起きている。死者は出なかったが長期にわたる地震は人々に大きな不安を与えた。また、重要文化財の善光寺三門の下層軸部が破損するなど文化財にも大きな損害を与えた。

エ 神城断層地震

平成 26(2014)年 11 月 22 日に北安曇郡白馬村を震源として起きたマグニチュード 6.7 の直下型地震。長野市域では白馬村に接する鬼無里地区で家屋半壊などの被害がみられ、文化財では土倉文珠堂で屋根の棟部分が落下し、朝日神社では建物が歪み、倒壊寸前になった。また松厳寺の土蔵の壁が一部崩れたため、中にあった古文書類を長野市立博物館が緊急避難的に預かるなど、文化財レスキュー活動が展開された。

(3) 火災

水害や地震に比べ火災は頻繁に発生しているため、ここでは過去、広範囲に被害を及ぼした火災について取り上げる。



弘化丁未夏四月十三日信州犀川崩激六
郡漂蕩之図（長野市立博物館蔵）

ア 長國寺火事

明治 5(1872)年5月、松代地区長國寺の本堂から出火し、真田家靈屋^{たまや}、鐘樓^{しょうろう}、総門、土蔵を残し焼失した。その後も火勢は衰えず、周辺の寺院、武家屋敷や町屋に燃え広がり、その数は全半焼合わせて200戸以上にのぼった。

イ 松代町の大火

明治 24(1891)4月、松代地区東条^{ひがしじょう}の民家から出火した火が、瞬く間に町中に広がり、松代東条、松代町、西条^{にしじょう}の社寺、家屋合わせて700戸が焼失した。

ウ 長野町の大火

明治 24(1891)6月、第一地区の上西之門町^{かみにしのもんちょう}から出火した火が周辺の町に燃え広がり265戸が焼失した。この火災によって善光寺仁王門、大本願長野尋常小学校なども焼失している。長野町は前月にも大規模な火災があったばかりであった。

2 防災・防犯対策

(1) 前提となる関連計画

ア 文化庁のガイドライン

文化庁からは、文化財の防災対策として「重要文化財(建造物)耐震診断指針」、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「文化財石垣耐震診断指針(案)」等の指針や「重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引き」、「伝統的建造物群の耐震対策の手引き」といった手引書が出されている。基本的には国宝・重要文化財や、国史跡、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の所有者を対象とする耐震対策・防火対策等についての方針が示されているが、地方公共団体が指定した文化財の防災対策においても援用することが望ましい方針となっている。

イ 長野県のガイドライン

長野県では、「長野県文化財防災マニュアル」を作成しており、県指定文化財に関する防災指針や防災チェックリストが掲載されている。また、平成23(2011)年に起きた長野県北部地震、平成26(2014)年に起きた長野県神城断層地震、さらに平成29(2017)年に起こった千曲市にある県宝松田家住宅の火災を受け、令和元(2019)年に「文化財レスキューマニュアル策定に関わる懇談会」を設置し、令和3(2021)年に「文化財レスキューガイドライン」の策定と「文化財レスキューマニュアル」の改訂を行った。これらには文化財レスキューにおける県と市町村の役割や具体的なレスキュー作業の流れが示されている。

ウ 長野市地域防災計画・水防計画

(計画策定: 平成29年7月改定 根拠法令: 災害対策基本法)

本計画は、災害対策基本法に基づき、地震や洪水などの災害への備えや、市、県、防災関係機関と市民が相互に協力して災害応急活動を行うための基本的な事項を定めたもので、住民の生命、身体と財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序を維持することなどを目的としている。このうち、文化財に関しては次頁のとおり記載されている。

【震災対策編】第2章 災害予防計画 第25節 建築物災害予防計画

第4 文化財

計画名〔計画主体〕	計画内容	担当部課
建造物の保護対策〔市〕	<p>各文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">○所有者又は管理者に対する、文化財の管理保護についての指導と助言○防災施設の設置促進とそれに対する助成○防災管理体制及び防災施設の整備並びに自衛消防隊の確立	教育委員会文化財課 消防局予防課

【震災対策編】第3章 災害応急対策計画 第29節 建築物災害応急活動

第4 文化財の保護

1 災害発生時の措置

文化財の所有者・管理者等は、災害により文化財が被災した場合、直ちにその被害の拡大を防止し、被害状況等を教育部文化財班に通報する。

また、教育部長は被害状況を県（教育委員会）に通報する。

2 文化財の復旧

文化財の所有者・管理者等は、文化財の被害状況を調査し、教育部文化財班に報告する。

また、国、県の文化財については、文化庁、県（教育委員会）の指導のもと、復旧措置をとる。

【風水害対策編】第3章 災害応急対策計画 第30節 建築物災害応急活動

第2 文化財の保護

1 市が実施する対策

教育部文化財班は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

2 所有者が実施する対策

(1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

(2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。

(3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、教育部文化財班へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、教育部文化財班の指導を受けて実施するものとする。

(2) 防災・防犯及び災害発生時における現状と課題

現状)

- ・指定以外の文化財については現況が不明なものが多いため、災害時や盗難により人知れず滅失してしまう可能性が高い。
- ・文化財の所有者・管理者の防災意識にはらつきが見られる。
- ・指定等文化財の災害時における被災リスクの把握ができていない。
- ・防災対策がとられている歴史的建造物はごく一部にとどまっている。
- ・県、市指定文化財の耐震対策が進んでいない。
- ・指定等文化財であっても防火設備が整っていないものがみられる。
- ・文化財の多くは防犯設備が整っていないため、盗難や損壊に遭う可能性が高い。
- ・令和元年東日本台風が引き起こした水害によって被災した文化財のレスキューにあたっては組織的な対応が取れず、長野市立博物館有志が主となって対応した。

課題)

- ・災害時の滅失を防ぐためにも、文化財の現況を把握して置く必要があるが、行政だけでは手が回らない。
- ・全ての文化財の所有者・管理者に高い防災・防犯意識を持ってもらう方策を考える必要がある。
- ・災害時における備えをするためには、それぞれの文化財がどのような被災リスクを負っているかを把握する必要がある。
- ・文化財の火災予防は、日常的な防火管理が第一であり、定期的な巡回と早期発見、初期消火に必要な防火設備が必要となる。
- ・建造物及び美術工芸品を収蔵する施設については、火災による被害を最小限に抑えられるよう自動火災報知機や消火器具などの消防設備の設置を順次進めるとともに、消防機関と連携した消防計画の作成、計画に基づく訓練・点検の実施など、を行う必要がある。
- ・災害が起きた時に組織的に動ける文化財レスキュー体制を整える必要がある。

(3) 防災・防犯及び災害発生時における措置

○ 平時における備え

災害や盗難による滅失を防ぐため文化財の所在や現況を把握し、地域住民と情報の共有化を図るとともに、定期的な状況確認に努める。

措置2	未指定文化財の現状把握調査【新規】		
内容	地域計画作成にあたってリストアップした未指定文化財について、地域の文化活動団体と連携して現状把握を進める。		
主体	行政、所有者、住民・関係団体	実施期間	R6～R13
措置 28	防犯パトロール体制の構築		
内容	長野市文化財保護協会、長野県による定期的な文化財パトロールを行うとともに、所有者・管理者の日常的な巡視によって毀損・盗難等を早期発見できる体制づくりを進める。		
主体	行政、所有者・管理者	実施期間	R6～R13
措置29	戸隠重要伝統的建造物群保存地区の台帳整備		
内容	戸隠重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物について整備されている台帳に、修理履歴や所有者情報の更新を適切に記載する。		
主体	行政	実施期間	R6～R13

○ 防災・防犯意識の啓発

指定等文化財の防災・防犯に関する計画マニュアル作成、訓練の定例実施などにより、防災・防犯意識の啓発を図る。

措置 30	地域の文化財防災マニュアル作成		
内容	戸隠重要伝統的建造物群保存地区の防災マニュアルを作成する。		
主体	行政、住民・関係団体	実施期間	R6～R9
措置 31	文化財防災訓練の実施		
内容	文化財防火デーほか定期的な防災訓練の実施を促す。		
主体	行政、所有者	実施期間	R6～R13
措置 32	文化財所有者・管理者向け文化財防災チェックリストの作成【新規】		
内容	「長野県文化財防災マニュアル」に準じ、耐震対策を含めた文化財防災チェックリストを作成し、文化財所有者・管理者の防災意識を高める。		
主体	行政、所有者	実施期間	R6～R9

措置 33	文化財ハザードマップの作成【新規】		
内容	市の防災マップ等で確認できる防災情報と文化財の分布を重ね合わせた文化財ハザードマップを作成し、被災の危険度を可視化させる。		
主体	行政、所有者	実施期間	R6～R9

○ 防災・防犯設備の整備

防災や防犯上のリスクを想定し、それらを防ぐための設備を整備する。

措置 34	善光寺の防災防犯設備整備		
内容	善光寺の防災設備の整備を支援する。		
主体	行政、所有者、住民・関係団体	実施期間	R6～R9
措置 35	旧横田家住宅の防災設備整備		
内容	旧横田家住宅の防災設備を整備する。		
主体	行政	実施期間	R6～R9
措置 36	戸隠重要伝統的建造物群保存地区の防災対策		
内容	戸隠重伝建地区の防災対策を行う。		
主体	行政、住民・関係団体	実施期間	R6～R9

○ 文化財レスキューの整備

文化財の滅失を防ぐため、災害時に組織的に動ける文化財レスキュー体制の構築や、被災文化財保全活動への支援を行う。

措置 37	被災文化財保全活動の支援		
内容	長野市立博物館での被災文化財保全活動の協力支援を行う。		
主体	行政、住民・関係団体	実施期間	R6～R13
措置 38	災害時文化財レスキューの体制の構築【新規】		
内容	長野県文化財レスキューネットやヘリテージマネージャー協議会等と連携した協力体制を構築する。		
主体	行政、住民・関係団体	実施期間	R6～R9

(4) 災害時の対応

対応①	被災情報の把握と伝達
内 容	文化財の被災状況について文化財所有者・管理者から速やかに情報収集するとともに、民間団体と連携して被災の状況把握に努め、長野県に報告すると共に、場合によっては被害拡大防止のための措置について文化庁・長野県より指導を受ける。
主 体	行政

対応②	文化財レスキューの要請
内 容	「長野県文化財レスキューガイドライン」に則り、必要に応じて長野県に文化財レスキューを要請する。また市域をまたぐような大規模な災害を受けた場合には、全国の文化財防災ネットワークの窓口である国立文化財機構文化財防災センターに支援を要請する。
主 体	行政

第7章 文化財の保存・活用に向けた推進体制

1 進捗管理と評価の方法

(1) 進捗管理

本計画の進捗については、地域計画ワーキンググループで毎年度、各措置における取組の進捗状況を取りまとめ、長野市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という。）に報告する。協議会は報告された進捗状況について協議するほか、計画期間の中間年度（4年度目）及び最終年度（8年度目）に計画実施の効果についての評価を行い、必要な場合は計画の見直しを行う。

(2) 評価

本計画を実施することで得られた効果の測定については、計画の基本方針に沿った六つの視点から評価を行う。

- ア 把握・確認できた文化財
- イ 把握・連携できた地域の文化活動団体
- ウ 文化財の情報発信
- エ 文化財の利活用
- オ 学校教育との連携
- カ 文化財の継承

2 推進体制

本計画に基づく文化財の保存活用の取組は府内体制の整備、関係行政機関との連携、地域計画協議会、民間団体等との連携の下に推進する。関係機関や民間団体等は計画の取り組み状況に応じて適宜追加等を行い、連携強化を図っていく。

なお、地域の文化財の保存と活用について専門的な知見や実績を有する法人や団体については、協議会に諮った上で文化財保護法第192条の2に定める「文化財保存活用支援団体」に指定し、本計画に基づく文化財の保存活用に必要な業務等の支援や、必要に応じて本計画の変更の提案を受けることを検討する。

(1) 文化財部局の体制整備

本計画に基づく文化財の保存活用を継続的に推進するにあたっては、本市の文化財に対する十分な知見を有した専門職員の育成とその適正な配置が不可欠である。計画的な施策の展開にあわせ、それを担う人員や組織の体制についても計画的な整備を行う。

（2）庁内関係部局との連携

文化財を取り巻く多様な課題に対して効果的な施策の展開を図るため、庁内の主要な関係課が参画する「地域計画ワーキンググループ」を設置し、それぞれの主管事業の調整と連携を図るとともに、事業効果についての内部評価を行う。

（3）関係行政機関との連携

文化財に関する法令や制度についての情報を収集し、必要な手続きを円滑に行うため、文化庁、長野県等の関係行政機関との連携を図る。また、全国史跡整備市町村協議会等を通じて他の自治体との情報共有を図る。

（4）地域団体との連携

市内、県内において文化財の保護活動を行っている保存団体、郷土史研究会、まちづくり団体、大学等の教育機関、専門性を有する法人等の地域団体と連携し、地域総がかりで文化財の調査や保存、活用、情報発信、継承活動等を推進する。

なお、本計画に基づく文化財の保存活用に必要な業務等の支援や、本計画をより効果的なものとするための提案を受けるべく、地域の文化財の保存と活用について専門的な知見や実績を有する法人や団体については、協議会に諮った上で文化財保護法第192条の2に定める「文化財保存活用支援団体」に指定することを検討する。

推進体制表

長野市	・観光文化部文化財課
	【役 割】計画に関する主務、文化財の保存・管理・活用
	【職 員】10名（うち埋蔵文化財の専門職員3名、民俗文化財の専門職員1名）
	・観光文化部文化財課埋蔵文化財センター
	【役 割】埋蔵文化財の発掘調査・保存・活用
	【職 員】12名（うち埋蔵文化財の専門職員11名）
	・観光文化部文化財課松代文化施設等管理事務所
	【役 割】松代地区の文化財の管理運営、真田宝物館所蔵の真田家関係資料の調査・研究・収蔵・公開・普及啓発
	【職 員】7名（うち美術工芸品の専門職員5名）
	・観光文化部博物館
協議会	【役 割】文化財の調査・研究・収蔵・公開・普及啓発
	【職 員】21名（うち美術工芸品の専門職員5名、民俗文化財の専門職員1名、記念物の専門職員8名）
	・観光文化部文化芸術課
	【役 割】伝統芸能の継承支援
	・観光文化部観光振興課
	【役 割】文化財を活用した観光振興
	・都市整備部まちづくり課
	【役 割】歴史的維持風致維持向上計画との連携・調整
	・地域計画ワーキンググループ
	【役 割】各事業の進捗管理、内部評価
地方文化財保護審議会	【構 成】文化財課・博物館・文化芸術課・観光振興課・まちづくり課
	・長野市文化財保存活用地域計画協議会
	【役 割】地域計画の進捗管理・評価、計画の見直しの検討等
関係行政機関	【構 成】委員15名（学識経験者5名、文化財関係団体2名、観光関係団体2名、文化財所有者1名、市民代表3名、長野県1名、長野市1名）
	・長野市地方文化財保護審議会
	【役 割】文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議
その他民間団体等	【構 成】委員7名（歴史3名、建造物・考古・民俗・記念物各1名）
	・文化庁
	【連携部分】地域計画に関する助言・指導
関係行政機関	・国立文化財機構文化財防災センター
	【連携部分】災害時の文化財のレスキュー、地域防災体制の構築
	・長野県県民文化部文化振興課
その他民間団体等	【連携部分】地域計画に関する助言・指導
	・長野市文化財保護協会
	【連携部分】文化財パトロールによる現状把握
関係行政機関	・公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー
	【連携部分】文化財を活用した観光コンテンツの開発・情報発信
	・公益社団法人長野県建築士会
その他民間団体等	【連携部分】文化財（建造物）の調査、災害時の文化財（建造物）のレスキュー、記録保存
	・長野県文化財レスキューネット
	【連携部分】災害時の被災資料（文化財）のレスキュー及び保全
関係行政機関	・長野郷土史研究会ほか市内各地の郷土史研究団体
	【連携部分】文化財の把握調査・現状把握